

第2章 医療救護等対策

災害時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災、崖崩れ等により多数の負傷者が発生することが想定されるため、迅速に医療救護活動を行う必要があります。また、遺体の処置については、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取り扱う必要があります。

本章では、発災時における初動医療体制の確立や遺体の取扱い等の取組について示します。

【対策の流れ】



【対策内容体系図】

	対策内容		
	予防対策	応急対策	復旧・復興対策
第2章 医療救護等対策			
第1節 医療救護活動			
第2節 遺体の取扱い			

■: 多くの記載があるもの ■: 記載があるもの □: 記載がないもの

第1節 医療救護活動

医療情報の収集・伝達、初動医療体制、傷病者等の搬送体制および医療機関の体制等を整備し、災害時に迅速な医療救護活動を行います。

予 防 対 策

第1款 初動医療体制等の整備【災対健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、災害時医療機関等】

1 初動医療体制等の整備

(1) 練馬区災害医療コーディネーターの任命および医療救護活動拠点の設置場所の確保

① 練馬区災害医療コーディネーターの任命・活動

ア 区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う練馬区災害医療コーディネーター（以下「区コーディネーター」という。）を任命します。（4名）

イ 区コーディネーターは災害時に災対健康部に設置する医療救護活動拠点に参集し、区の非常勤職員として活動します。

ウ 区コーディネーターは、医療救護班等の活動、医療救護所の設置、運営および傷病者の収容先医療機関の確保に関する助言および調整を行います。また、医薬品等の確保に関する助言や区西北部地域災害医療コーディネーターとの連絡調整を行います。

② 医療救護活動拠点の設置

ア 区コーディネーターを中心に、医療救護所、災害拠点病院および災害拠点連携医療機関等への医療支援に関する調整・情報交換等を行う場所として、医療救護活動拠点を災対健康部に設置できるよう体制を整備します。

イ 練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、医療救護活動拠点を立ち上げます。練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合には、必要に応じて設置することとします。

ウ 区内6か所の保健相談所を医療救護活動拠点の補助機関として位置付けます。

エ 医療救護活動拠点では、区コーディネーターを中心に、災対健康部職員および派遣医療チーム等が活動します。

オ 災対健康部職員は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）（※）等を活用し、災害時医療機関の稼働状況等を収集・集約

し、区コーディネーターに情報提供を行うとともに災対健康部で共有します。

※ EMIS (Emergency Medical Information System)とは、災害発生時に、被災した都道府県を超えて医療機関の稼働状況など災害医療にかかわる情報を共有し、被災地域で迅速かつ適切に医療救護に関する情報を集約・提供していくためのシステム。

カ 区西北部地域災害医療コーディネーター、災害拠点病院および災害拠点連携医療機関等と情報連絡を行う際の通信手段として、衛星携帯電話を医療救護活動拠点に配備します。

【災害医療コーディネーター】

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
区西北部地域災害医療コーディネーター	区西北部医療圏域（豊島区・板橋区・北区・練馬区）の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師
練馬区災害医療コーディネーター	練馬区内の医療救護活動等を統括・調整するため、練馬区に対して医学的助言を行う練馬区が指定する医師 ・練馬区医師会会長が推薦する医師 ・順天堂大学医学部附属練馬病院長が推薦する医師 ・公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院管理者が推薦する医師 ・練馬区保健所長

(2) 医療救護活動等の確保

① 医療救護所の指定

区立小中学校に設置される避難拠点のうち、あらかじめ10校を医療救護所として指定します。医療救護所では、来所する傷病者のトリアージを行い、重症者・中等症者を災害拠点病院または災害拠点連携医療機関に搬送するとともに、軽症者に対する応急処置を行います。

(令和2年4月1日現在)

区指定医療救護所名		所在地
1	旭丘中学校	旭丘二丁目40番1号
2	開進第三中学校	桜台三丁目28番1号
3	貫井中学校	貫井二丁目14番13号

II 防災本編

第2章 医療救護等対策

4	練馬東中学校	春日町二丁目14番22号
5	光が丘秋の陽小学校	光が丘二丁目1番1号
6	石神井東中学校	高野台一丁目8番34号
7	谷原中学校	谷原四丁目10番5号
8	大泉南小学校	東大泉六丁目28番1号
9	大泉西中学校	西大泉三丁目19番27号
10	石神井西中学校	関町南三丁目10番3号

② 医療救護班等の確保

区は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会（以下「四師会」という。）と協定を締結し、医療救護所で活動する医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班、柔道整復師班（以下「医療救護班等」という。）を編成する。

③ 医療救護体制の整備

避難拠点の緊急初動要員および医療救護班等は、避難拠点運営連絡会（※）と協議し、医療救護活動の場所を選定し、活動体制を整えます。

※ 避難拠点の運営に協力し、避難者の支援活動を円滑に行うことを目的とする組織のこと。町会・自治会やPTA等の協力を得て、現在、全ての避難拠点において、避難拠点運営連絡会が結成されています。

④ 医療救護所医療従事スタッフの確保

区は、医療救護所の業務に従事する看護師または准看護師を医療従事スタッフとして登録します。医療従事スタッフは、災害発生時に登録時に指定された医療救護所に参集し、医療救護活動に従事します。

(3) 医薬品・医療資器材の確保

① 関係機関との連携・協力体制の整備

区は、薬剤師会や練馬薬業協同組合、卸売販売業者と災害時の協力協定を締結しています。医薬品等の調達方法（卸売販売業者等への発注方法等）について、あらかじめ具体的に薬剤師会等と協議します。

② 医薬品および医療資器材等の備蓄

区は、四師会と協議の上、医療救護所で使用する医薬品等を備蓄するよう努めます。

なお、備蓄量は、医療救護所の役割に基づき、発災から3日間で必要な量を目安とします。

(4) 搬送体制の確保

① 患者搬送団体との連携・協力体制の整備

区は、民間救急事業者や介護タクシー事業者等（以下「患者搬送団体」という。）と災害時の協力協定を締結しています。搬送要請の方法について、あらかじめ具体的に患者搬送団体と協議します。

② 緊急通行車両の事前届出

区は、協定に基づき、患者搬送団体の車両について、東京都公安委員会に緊急通行車両の事前届出を行い、災害時における搬送体制を整備します。

〔協定内容については、資料編 資料17-001～17-018 参照〕

応 急 対 策

第2款 医療救護活動【災対健康部、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、災害時医療機関等】

1 医療救護活動におけるフェーズ区分

区 分	想定される状況	主な活動内容
0 発災直後 (発災～6時間)	建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況	① 被害情報の収集・集約 ② 避難拠点要員の参集 ③ 医療救護所の設置・運営
1 超急性期 (6～72時間)	救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受入が少ない状況	① 医療救護所の運営 ② 医薬品の供給 ③ 医療救護活動拠点の設置 ④ 派遣医療チーム等の受入れ
2 急性期 (72時間～1週間程度)	被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復活し始めて、人的・物的支援の受入体制が確立されている状況	① 医療救護所の運営体制の見直し ② 避難拠点等における巡回診療・定点診療
3 亜急性期 (1週間～1か月程度)	地域の医療機関、ライフライン機能および交通機関等が徐々に回復している状況	
4 慢性期 (1～3か月)	避難生活が長期化しているが、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況	健康相談等の実施

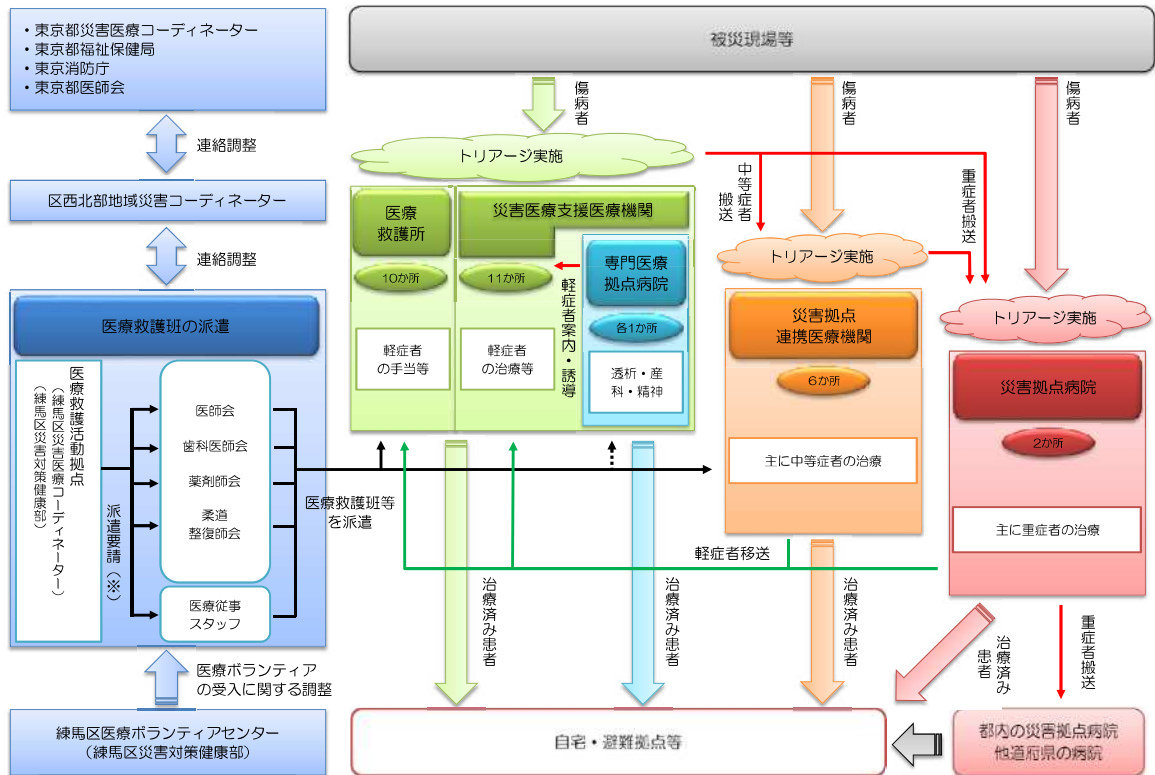
II 防災本編

第2章 医療救護等対策

5	中長期 (3か月以降)	医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況	
---	----------------	-------------------------------	--

2 医療救護活動

(1) 医療救護体制図



※練馬区内で大規模な地震が発生した場合、医療救護班の派遣を要請する。なお、震度6弱以上の地震の場合は、区の要請がなくても医療救護班を派遣する。

(2) 医療救護活動のあらまし

① 練馬区災害対策本部の設置

災害が発生すると、災対本部および災対健康部を立ち上げます。

② 医療救護所の活動

ア 区は、練馬区内で震度5強以下の地震が発生し、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、四師会に対し、医療救護班等の派遣を要請します。

なお、四師会は練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、区の要請がなくても医療救護班等を派遣します。

イ 傷病者は、医療救護所や医療機関に押し寄せることが予想されます。そこで、医療救護所では、トリアージを行い、負傷の程度に応じて、重症、中等症、軽症に振り分けます。重症者・中等症者は災害拠点病院や災害拠点連携医療機関へ搬送します。また、軽症者は医療救護所内で応急処置を行います。

※ トリアージとは、災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいいます。

- ③ 重症者・中等症者に対応する災害時医療機関の活動
災害拠点病院や災害拠点連携医療機関においてもトリアージを行います。重症者・中等症者については、トリアージを実施した医療機関において引き続き治療を行い、軽症者は医療救護所、災害医療支援医療機関または近隣で開設している診療所へ誘導します。
- ④ 重症者の広域搬送
災害拠点病院は、受け入れ能力を超える多くの重症者等が搬送された場合、区西北部地域災害医療コーディネーターを通じて、日本DMAT等の派遣を要請します。その他、被災地外の災害拠点病院への搬送を要請します。
- ⑤ 災害医療支援医療機関の活動
災害医療支援医療機関は、専門医療および慢性疾患への対応を行うとともに、軽症者の応急処置を行います。
- ⑥ 専門医療拠点病院の活動
専門的な応急処置が必要な患者（透析患者・妊産婦・精神疾患患者）は専門医療拠点病院で対応します。
- ⑦ 地域の診療所の開設
被災を免れた診療所は、可能な限り開設し、通常の診療や軽症者の応急処置に努めます。
- ⑧ 区コーディネーターの活動
上記②から⑦までの医療救護活動が円滑になされるよう、医療救護活動拠点に参集し、区内の医療救護活動等について医学的助言を行います。また、東京都や他自治体の医療救護活動と調整を図るため、区西北部地域災害医療コーディネーターと情報交換を行います。
- (3) 医療救護所の設置および活動内容
- ① 医療救護所における医療救護活動
- ア 練馬区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、避難拠点の緊急初動要員が自動参集し、医療救護所の開設準備を行います。
- イ 四師会は、区との協定に基づき、医療救護班等を医療救護所に派遣し、医療救護活動（本-20ページ「医療救護班等の主な活動内容」参照）を実施します。

II 防災本編

第2章 医療救護等対策

ウ 医療救護所における医療救護活動期間は、原則として発災から72時間とします。なお、発災から72時間以降（本-26ページ巡回診療・定点診療参照）については、状況に応じて医療救護班等は、避難拠点等の巡回を行います。

エ 医療救護所の責任者は、医療救護所が設置される避難拠点の班長とします。医療救護所の運営および医療救護班等の活動における支援などの業務は、災対健康部が担います。

なお、医療救護所におけるトリアージの実施および応急処置については医療救護班等があたります。

オ 医療救護所が設置される避難拠点の班長は、必要に応じて、災対健康部に東京都医療救護班等の応援や医薬品・医療用資器材の供給を要請します。

(4) 医療救護班等の編成

① 医療救護班等の派遣

四師会は、区との協定に基づき、医療救護班等を医療救護所に派遣し、医療救護活動を実施します。また、医師会は医療救護班を災害拠点連携医療機関・専門医療拠点病院に派遣し、来所する傷病者に対し中等症者の治療にあたる機能を確保するため、トリアージ等の活動を実施します。

区は、練馬区内で震度5強以下の地震が発生し、医療救護活動を実施する必要性が生じた場合は、四師会に対し、医療救護班等の派遣を要請します。

なお、練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、区の要請の有無に関わらず医療救護班等を派遣します。

② 医療救護班等の主な活動内容

区 分	活 動 内 容
医 療 救 護 班	ア トリアージ イ 傷病者の応急処置 ウ 死亡の確認（状況に応じて、遺体の検案）
歯科医療救護班	ア 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 イ トリアージ ウ 医療救護所等における転送困難な患者および軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導 エ 検視・検案に際しての法歯学上の協力
薬 剤 師 班	ア 医療救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導 イ 医療救護所および医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理等
柔道整復師班	ア 負傷者に対する応急手当 イ 負傷者に対する応急手当の必要な衛生材料等の提供

(5) 災害時医療機関の活動

病院をはじめ区内の医療機関には多くの傷病者が押し寄せることが考えられます。そこで、災害拠点病院をはじめとした区内の災害時医療機関等が傷病者の症状の程度に応じた治療を担います。

【災害時医療機関】

名称	説明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う病院 ※ 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。
災害拠点連携医療機関	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う医療機関 ※ 病院の入口においてトリアージを行い、軽症者や慢性疾患の患者については、災害医療支援医療機関または医療救護所等へ誘導します。
災害医療支援医療機関	主に専門医療および慢性疾患への対応を行うとともに、軽症者の応急処置を行う医療機関 ※ 重症者・中等症者については、災害拠点病院または災害拠点連携医療機関へ搬送します。
専門医療拠点病院	専門医療が必要な患者（透析患者・妊産婦・精神疾患患者）への対応等を行う医療機関

【災害時医療機関(23医療機関)】

区分	No.	医療機関名	対応区分
災害拠点病院	1	順天堂練馬病院(高野台三丁目1番10号)	主に重症者
	2	練馬光が丘病院(光が丘二丁目11番1号)	
災害拠点連携医療機関	1	練馬総合病院(旭丘一丁目24番1号)	主に中等症者
	2	浩生会スズキ病院(栄町7番1号)	
	3	大泉生協病院(東大泉六丁目3番3号)	
	4	川満外科(東大泉六丁目34番46号)	
	5	田中脳神経外科病院(関町南三丁目9番23号)	
	6	辻内科循環器科歯科クリニック(大泉学園町八丁目24番25号)	

II 防災本編

第2章 医療救護等対策

災害 医療 支援 医療 機関	1	島村記念病院(関町北二丁目4番1号)	主に軽症 者
	2	保谷医院(南大泉四丁目50番15号)	
	3	東大泉病院(東大泉七丁目36番10号)	
	4	関町病院(関町北一丁目6番19号)	
	5	練馬さくら病院(北町三丁目7番19号)	
	6	慈雲堂病院(関町南四丁目14番53号)	
	7	陽和病院(大泉町二丁目17番1号)	
	8	豊島園大腸肛門科(春日町四丁目6番14号)	
	9	阿部クリニック(桜台二丁目1番7号)	
	10	練馬駅リハビリテーション病院(練馬一丁目17番1号)	
	11	ねりま健育会病院(大泉学園町七丁目3番28号)	
	12	桜台病院(豊玉南一丁目20番15号)	
専門 医療 拠点 病院	1	久保田産婦人科病院(東大泉三丁目29番10号)	産科
	2	大泉病院(大泉学園町六丁目9番1号)	精神
	3	東海病院(中村北二丁目10番11号)	透析

(6) 医療情報の収集と伝達

次の要領で医療情報の収集および伝達を行います。

① 医療情報の収集と医療救護方針の策定

ア 災対健康部は、避難拠点、医療救護所、四師会、災害時医療機関等から、防災無線や広域災害救急医療情報システム(EMIS)等を活用して情報を収集・集約し、人的被害および医療機関の被害状況や活動状況を把握します。

イ 医療救護所、災害時医療機関および四師会の本部については、あらかじめ区で定めた様式を用いて被害状況等を災対健康部に報告します。

なお、練馬区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、医療救護所、災害時医療機関および四師会の本部は、発災後6時間以内に災対健康部に被害状況等を報告します。練馬区内で震度5強以下の地震が発生した場合には、災対健康部からの要請に基づき報告を行います。

第一報後の報告については、状況が変わり次第、随時災対健康部へ報告することとし、必要に応じて災対健康部からも情報収集に関する連絡を関係機関に行います。

ウ 各関係機関からの情報収集後、地域別被災状況、医療機関の被害・活動状況を勘案し、区コーディネーターの助言を踏まえ、医療救護方針を定めます。

② 医療情報の共有化と医療救護方針の伝達

ア 災対健康部は、収集した医療情報および区コーディネーターの助言を踏まえて決定した医療救護方針を区災对本部内に報告するとともに、避難拠点、医療救護所、四師会、災害時医療機関等の関係機関に伝達します。

イ 区コーディネーターは、収集した医療情報および医療救護方針を区西北部地域災害医療コーディネーターに伝達し、必要に応じて派遣医療チーム等の要請や傷病者の収容先・搬送などについて調整します。

③ 広域における医療情報の収集

区西北部保健医療圏および東京都における医療情報等については、区西北部地域災害医療コーディネーターから必要に応じて収集します。

(7) 傷病者の搬送

① 医療救護所において、災害時医療機関に収容する必要のある者が発生した場合、災害時医療機関の被災状況、活動状況、収容可能数および区内の交通状況を把握し、医療救護活動拠点で患者受入調整を行います。その後、災害時の協定に基づき、患者搬送団体へ要請し、災害時医療機関へ搬送します。

② 区内の災害時医療機関だけでは対応できない場合は、区西北部地域災害医療コーディネーターへ被災地外への医療機関への搬送を要請します。

(8) 医薬品等の備蓄と調達

① 医薬品等の備蓄

区は、医療救護所等において傷病者の医療救護を行う際に必要となる医薬品および医療用資器材を医療救護所に備蓄します。

② 不足医薬品等に関する情報連絡

備蓄医薬品等が不足した場合は、医療救護所から災対健康部に対して連絡します。

医療救護所からの連絡を受け、災対健康部で活動している区コーディネーターおよび医薬品等の調達業務を調整する医薬品統括責任者（薬剤師会会長）が協議し、不足医薬品等の調達を行います。

③ 不足医薬品等の調達

医薬品等の供給協力に関する協定を締結している卸売販売業者7社に対して不足医薬品等の供給を要請します。供給要請を受けた卸売販売業者は医療救護所へ不足医薬品等を直接納品します。

これらから医薬品等が確保できない場合には、協定に基づき、練馬区薬剤師会および練馬区薬業共同組合に対して不足薬品等の供給を要請します。供給要請を受けた薬剤師会および薬業協同組合は医療救護所へ不足医薬品等を直接納品します。

これらの手段で医薬品等を十分に確保できない場合には、東京都に対して不足医薬品等の供給を要請します。東京都から区が設置した地域内輸送拠点へ不足医薬品等が搬送された後、区が医療救護所へ不足医薬品等を運搬します。

3 専門医療の対応

(1) 専門医療拠点病院

専門医療を応急に必要とする患者への後方支援を行う病院として次のとおり専門医療拠点病院を指定しています。

専門医療 拠点病院	1	久保田産婦人科病院	産科
	2	大泉病院	精神
	3	東海病院	透析

(2) 助産救護

災害時に、医療機関の被災または対応態勢によって、かかりつけ医における分娩等が不可能となった場合、区は医師会と連携し、妊産婦の受入を調整します。

(3) 精神疾患患者への対応

保健相談所の地区活動の中で、災害時において病状の急激な悪化や自助が困難と思われる精神疾患患者を平常時から把握します。さらに精神疾患患者がかかりつけ医における治療が受けられない場合医師会と連携し患者の受入を調整します。また、医療機関等関係機関と連携し病状の悪化予防とその対応に努めます。

(4) 人工呼吸器使用者への対応

区は、平常時から難病等による在宅人工呼吸器使用患者を把握し人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき、個別支援計画を作成しています。対象者には、「人工呼吸器使用者充電優先証」を配布し、避難拠点で優先的に電源を使用できる体制を構築しています。また、医療機関等の関係機関と連携し、救護の体制整備等に努めます。

(5) 人工透析患者への対応

区は、人工透析患者の生命を守るため『練馬区災害時における透析医療確保に関する行動指針』に基づき活動します。

① 区は、日本透析医会災害時情報ネットワーク等により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関および患者からの問い合わせに対し情報を提供しま

す。

- ② 区は、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料等の供給および患者搬送について関係機関と調整します。
- ③ 透析患者がかかりつけ医における治療が受けられない場合、医師会、透析医療機関と連携し、透析患者の受入を調整します。
- ④ 区内の透析医療機関等において患者の受入が難しい場合、区コーディネーターは、区西北部地域災害医療コーディネーターを通じて透析患者の区外での受入先医療機関の確保を要請します。

【透析医療機関(11医療機関)】

区分	No.	医療機関名	対応区分
透析 医療 機関	1	高松医院(高松六丁目4番23号)	透析
	2	練馬中央診療所(豊玉北五丁目32番8号)	
	3	腎クリニック高野台(高野台一丁目3番7号)	
	4	練馬桜台クリニック(豊玉北四丁目11番9号)	
	5	優人クリニック(田柄二丁目52番10号)	
	6	練馬高野台クリニック(高野台一丁目8番15号)	
	7	優人大泉学園クリニック(東大泉一丁目28番7号)	
	8	大泉学園クリニック(東大泉五丁目40番24号)	
	9	武蔵野総合クリニック練馬(練馬一丁目26番1号)	
	10	優人上石神井クリニック(上石神井一丁目13番13号)	
	11	石神井公園じんクリニック(石神井町七丁目2番5号)	

4 受援体制の構築

- (1) 区内の医療救護体制だけでは十分に人的被害に対応できない場合、区コーディネーターは区西北部地域災害医療コーディネーターに対して日本DMATや東京都医療救護班等の派遣を要請します。また、災対健康部は、災害時における相互援助に関する協定を締結している自治体からの派遣医療チームの受入および派遣について調整します。
- (2) 区に派遣された医療チームの派遣先の調整については、区コーディネーターの助言を踏まえ、災対健康部が行います。
- (3) 派遣医療チーム等の医療支援に関する調整・情報交換等は、医療救護活動拠点(補助機関の保健相談所含む。)において行います。
- (4) 災対健康部は、区役所内に(仮称)医療ボランティアセンターを

II 防災本編

第2章 医療救護等対策

設置します。医療ボランティアセンターでは、災対健康部が医療ボランティア（区内在住の医師・看護師等）の受付・登録を行い、区コーディネーターと調整の上、医療救護所および避難拠点等に医療ボランティアを派遣します。

5 巡回診療・定点診療

急性期以降、災対健康部巡回訪問班による避難拠点における健康相談実施後、必要に応じて医療救護班等を避難拠点に派遣し、巡回診療を行います。

また、被災者の状況に応じて、巡回診療のほかに定点診療を行います。

6 練馬区災害時医療救護体制の検討

発災直後の医療救援活動から急性期、さらには避難生活が長期化した慢性期における対応など、区の医療救護体制にはさまざまな場面が想定されます。

近年多発している大規模災害や感染症等に対する医療救護活動の課題を解決するため、練馬区災害医療運営連絡会において、関係機関と連携をしながら、医療体制のあり方について、検討を重ねていきます。